

建設水道常任委員会

令和5年3月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎横田 敏文	○井上 卓也	溝部真紀子
齋藤 文夫	中川 靖広	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	上田 和弘

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、井上委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に、木澤委員、井上委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

1. 付託議案、（1）議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長

議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、ご説明いたします。議案についてご説明申しあげます。

奈良県における広域的な水道事業を経営する企業団設立のための検討協議体制として、現行の任意協議会を、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約に基づく法定協議会として設置することについて、議会の議決を求めるものであります。はじめに議案書1枚目を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
課長

議案書2枚目の奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約をご覧ください。主要な部分の説明とさせていただきます。第1条 協議会の目的であります。

この協議会は地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県に

おける広域的な水道事業等を経営する企業団の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的としています。第2条 議会の名称でございます。第3条 議会を設ける団体です。議案書の3枚目をご覧ください。奈良県、23市町村、磯城郡水道企業団、奈良県広域水質検査センター組合の合計26団体となっております。

議案書2枚目に戻りまして、第4条 議会の担当する事務です。第5条 協議会の事務所は、奈良県水道局内でございます。第6条 協議会の組織でございます。会長1名、副会長2名、委員25名と定められています。第7条 会長は奈良県知事、副会長は橿原市長及び生駒市長の職にある者とされ、非常勤と規定されております。副会長は、会長が欠けたとき等会長の職務代理とし、その順序は橿原市長、生駒市長の順となります。第8条 委員ですが、会長または副会長以外の関係団体の長で選任され、非常勤と規定されております。第9条 協議会の会議ですが、会長が必要に応じて招集することとなっております。第10条 事務局でございますが、事務局長は奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者と規定されております。第11条 経費の支弁方法ですが、協議会の担任する事務に要する費用は、奈良県水道局が負担し、関係団体に属する職員の参加に係る旅費等は、その属する関係団体で負担することと定められています。第12条はその他協議会の運営に必要な事項は会長が別に定めることとなっております。なお議案は、関係26団体の議会の議決状況について、事務局により確認され、すべての関係団体の議決が得られた段階で議決証明を事務局に提出し、令和5年4月1日からの施行となります。

以上、議案第14号 奈良県広域水道企業団設準備協議会の設置に関する協議についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

いろいろ考えたんですけど、結論から申し上げますとやっぱり私はこれにはちょっと賛成しがたいなと思います。この間いろんなことは聞いてきましたので、この場であれこれ全部は聞きませんが、ちょっと気になる点だけ確認し

たいんですけど、企業団設立されますと、今で言ったら企業会計として、水道、町の予算決算で町議会で議決という形になってはいますが、その流れというのは今後どういうふうになっていくんでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 今後の流れでございますが、こちらにつきましては、議員協議会等で決められてまして、そちらで諮られてまして、今までと同様に諮られた中で進めていくものということで認識しております。

木澤委員 今、だから町の水道会計ありますよね、あれと同じ形で今後も続いていくということなんですか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 令和7年度から事業統合になりますので、令和6年度までは斑鳩町の水道会計として、今現在と同じ状況で進めていきます。令和6年度に一部事務組合設立の議案を上程した中で、うちのほうの関係条例等の廃止になりますので、その段階で切り替わると、会計が切り替わるということでございます。

木澤委員 そうすると、今までの予算・決算という形は一切出てこないと。企業団議会のほうで、審査されて議決されるということで、町議会のほうに諮るという関係はなくなってしまうということよろしいですか。

都市建設部長 企業団のほうで議会が設立されますので、そこの報告を受けるということになってまいります。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長

議案第14号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の議案は、奈良県広域水道企業団設立のための準備協議会を設置するため、その規約の議決を求めるものです。今回は、企業団そのものの設立ではありませんが、この準備協議会の設置を認めることは、企業団への参加を認めることと同義だというふうに考えますので、私はこの時点で反対をさせていただきます。そもそも、今回の広域水道企業団の構想は、県主導のもとで進められてきましたが、国・県の補助金を使って財政誘導を行い、財政力の小さな自治体は参加せざるを得ないような形になっていることがまず大きな問題だと考えます。本来、国、県というのは、市町村が行う行政の補完を行うのが本来の姿であり、今回の水道でいうと、各自治体が守ってきた水源を生かした水道行政を維持できるように財政支援も含めて援助していくのが、国、県に求められる役割ではないでしょうか。しかし、実際は真逆のことが行われていると思います。そもそも今回の県水100%受水から県域水道一体化構想に至るまでの元々の背景は、高度経済成長と人口増を見込んで計画・建設された大滝ダムが人口減少や水需要の減少によって供給過多となり、将来的な維持管理費や起債償還費などの不安から、いかにして市町村に県の水を購入させるかという発想からスタートしており、国・県の補助金による老朽管更新事業や施設の維持管理費など、市町村が苦勞している面での費用負担軽減を入口とした財政誘導により市町村に参加を促し、その枠組みをつくることによって浄水場の統廃合などを行い、最終的には市町村の自己水をリストラし、県水の供給を拡大することを目的とした、究極の改革であることを最初に指摘しておきたいと思えます。こうした背景のもと進められようとしているものですが、斑鳩町がこの企業団に参加するメリット・デメリットについて、触れておきたいと思えます。

まず、参加することに対するメリットですが、最も大きいのは何と言っても

費用負担の軽減です。この間、人口減少や節水意識の向上、また家電製品の進化などによって、水需要が減少し、自己水をつくって売っても赤字になるという状態が続いてきました。また、町の水道関係施設が更新時期を迎えることによる、改修費用の増大が水道会計を圧迫し、今後、どこかの段階で水道料金の値上げが発生することが町から示されるなか、県水100%への切り替えることにより、水道料金の値上げが延命されるという点で、町民にとってはプラスになるのではないかというふうに考え、私も切り替え当時の水道会計予算に反対はしませんでした。しかし、この選択が果たして正解だったのかどうかという点では、将来的な不安は残ったままです。

今回も企業団に参加すれば水道料金が安くなるとの試算が示されており、この面だけ見ると参加するのが正解なのかと感ずることもありますが、しかし、これはあくまでも補助金投入による一時的なものであり、県も今後の水道料金値上げは避けられないものと試算も示しています。また、現在であれば、水道料金は町独自で決められますが、企業団に参加することで、その自治権という裁量が無くなってしまふことに強い不安を感じています。

ここからはデメリットの話になりますが、例えば、この間コロナ禍のもと、斑鳩町では、水道料金の基本料金を免除するという住民への支援策を行ってきました。国の交付金も活用してきましたが、水道会計から負担をした部分もあります。現在はこうした独自の判断で素早い対応ができますが、これが企業団に参加すると、その中で意見を言うことはできますが、しかし、斑鳩町だけが独自に実施するということはできなくなります。更に言うと、企業団のなかに県が入っていて、設立後も県が強力なイニシアチブをとって企業団の運営をコントロールしていくことになると思います。そうすると、県の判断がそのまま企業団の方針になり、参加自治体はそれに従わされるということになり、水道料金についても今後、統一化され、県の言われるがままに値上げが行われるということになりかねないというか、私は高い確率でそうなると思っています。ですので、すでに県水100%という状態にはなっていますが、水道料金体系の自己決定権を渡してしまう企業団の参加には問題があると考えています。

次に、民営化の問題です。この間の議論のなかで、県は民営化はしないとはっきり明言しました。そこについては、各市町村の議会や、会議に参加されて

きたそれぞれの首長、職員のみなさんからそうした声をあげていただいていた結果だと考えており、この件の言質を引き出したことは、大きな成果だと考えています。しかし、民営化しないという言葉の前に「当面は」という言葉が隠されていると思っており、この間、消防行政を広域化する際に、県が取ってきた手法を見ているので、私は県の言うことは信用していません。

また、全体の運営管理を民営化しなくても、部分的な業務委託などが行われ、水道行政を担う職員の専門性やノウハウなどの継承が困難になるなど、長期的に安定的な運営が損なわれる危険性があると考えています。

次に、企業団会計の審査や企業団議会の運営などが住民から遠くなってしまいうという問題です。これは規模が大きくなると仕方がない部分ではあるのですが、この間、広域化された後期高齢者医療や国民健康保険、消防など、会計全体の動きがどうなっているのか、町議会への報告や説明の機会が大きく減り、非常に把握しにくい状態となっています。また、広域議会の運営についても、今回、すべての構成団体の議会から議員を選出するとされ、民主的な運営を求める住民の声が一定反映はされているものの、今後どのような運営がなされるのか非常に心配です。この間、奈良モデルとして進められてきた広域化が、市町村の裁量を奪う形での運営になってしまっている状況を見ると、やはり、各自治体が責任を持って、住民にもわかりやすく見える形で運営され、住民の声がきちんと届く規模であることの大切さを痛感しています。

以上の理由から、斑鳩町の住民にとって今回の県域水道の一体化は、長い目で見ると住民にとって不利益をもたらすことになるのではないかと考えますので、この議案を可決することには反対の立場であることを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

井上委員。

井上委員

議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の

増加、職員の減少による技術力の低下など、水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況になると思われます。これらの課題解決に向けて、奈良県内の水道事業者により水道事業の県域一体化について調査・検討が進められています。特に、水道施設の老朽化対策を着実に進める取り組みは急務であり、奈良県全域で施設整備の集約化を図ることで整備費用を抑制するとともに、その財源も、国の交付金や奈良県からの財政支援により計画的に進めることができるようになり、将来の水道料金の上昇も抑制されることが示されておりま
す。また、ライフラインである水道にとって、災害時における危機管理体制も非常に重要であり、計画では市町村域を超えた連絡管等の新設や、継続して利用する既存の浄水場について適切に更新されることから、地震等の災害や事故発生に備えたバックアップ機能の確保も期待するところであります。

さらに、事業運営につきましても、奈良県広域水道企業団基本計画ではコンセッション事業への移行や民営化については行わないことが示されています。

以上のことから、現在26団体で奈良県広域水道企業団の設立に向けた議論が進められており、将来にわたり安全で安心な水道水を持続的に供給できるような取り組みを進めていただきたいと思います。

町におかれましても、引き続き、健全かつ効率的な水道事業運営を図っていただけるよう要望して、賛成意見とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 認定第1号 町道認定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、認定第1号 町道認定について、ご説明を申し上げます。
最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

建設農林
課長

本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路6路線と、建築基準法第42条の位置指定道路1路線の合計7路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料1をごらんください。

1枚目が認定する7路線でございます。2枚目が各路線の位置図、3枚目以降が、各路線の詳細図を添付しております。まず、資料の3枚目、右上に記載しております整理番号1の町道1001号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田北1丁目2827番7先を起点とし、同所2827番5先を終点とする延長22.6メートル、最大幅員7.4メートル、最小幅員6.0メートルの開発道路でございます。次に、裏面整理番号2の町道294号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺2丁目580番1先を起点とし、同所580番6先を終点とする延長36.2メートル、最大幅員が13.9メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。次に、整理番号3の町道3029号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺南2丁目281番6先を起点とし、同所281番10先を終点とする延長36.0メートル、最大幅員が13.0メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。

次に、裏面の整理番号4、町道3030号線でございます。本路線は、斑鳩町阿波1丁目486番3先を起点とし、同所486番1先を終点とする延長32.8メートル、最大幅員が10.2メートル、最小幅員が6.0メートルの位置指定道路でございます。次に、整理番号5、町道4087号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田南1丁目18番11先を起点とし、同所18番9先

を終点とする延長69.0メートル、最大幅員は9.2メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。次に、整理番号6、町道593号線でございます。斑鳩町龍田西4丁目1098番7先を起点とし、同所1098番11先を終点とする、延長44.7メートル、最大幅員は13.0メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。次に、整理番号7の町道594号線でございます。斑鳩町龍田西1丁目1380番1先を起点とし、同所1376番15先を終点とする、延長83.6メートル、最大幅員は12.7メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。

以上 認定第1号 町道認定の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

福居都市創生課長。

都市創生課長 それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて報告します。
はじめに、いかるがパークウェイの進捗状況についてであります。県道大和高田斑鳩線との交差点部分の整備につきまして、県道北側からパークウェイへ西向きに進入するための右折レーンを設置するために、県道を東側へ拡幅する計画をされております。このことについて、今月24日の金曜日19時から、中央公民館にて、地元説明会が実施されることとなりましたので報告します。
説明会の主な内容としましては、周辺自治会及び地権者を対象に、県道拡幅についての説明と、今後の測量作業に対する協力依頼となっております。
以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 24日に説明会あるということですが、案内というのはどの範囲でしていただいているのでしょうか。

都市創生課長 案内としましては、まず影響する地権者の方々に個別に案内をさせていただいているということと、あと今現在工事中の箇所につきまして、その進捗状況についても若干説明されるということでありまして、以前工事説明会されました自治会とあわせて全13自治会に対して案内したところでございます。

木澤委員 あと、右折レーンをつけるということで、ご説明いただいたんですけど、だいたいのその構想というのは決まっているのでしょうか。

都市創生課長 県道の北側から南側に走行する車両の交差点部分につきまして右折レーンが必要となりますので、県道北側から南側の車線については2車線になるということとを計画されておりまして、その部分の東側を拡幅というような内容となっております。

木澤委員 今回、交差点部分のということの説明会ですけれども、東側の部分県道が2車線になって、歩道の部分のところにかかるのかなというふうに思いますけれども、今回はこの交差点のことだけに限った話ということで、そこから東側をどうするこうするということは、今回の話の中では出てこないということで理解してよろしいでしょうか。

都市創生 そのとおりでございます。

課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。(1) 議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、議案第6号 令和4年度 斑鳩町一般会計補正予算(第14号)課長 についてのうち、当委員会の所管に関することについてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の10ページをお願いいたします。はじめに、第16款 県支出金、第2項 県補助金、第4目 農林水産業費県補助金、第1節 農業費補助金で、持続的な農業経営のための生産の効率化等にとりくむ団体を支援する農地利用効率化等支援交付金について、1団体が活用を取りやめたことから、農地利用効率化等支援交付金1,109万1千円の減額、第2節 農業費補助金で、防災重点ため池の耐震性調査に要する費用が補助対象となることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金2千万円の増額をお願いするものであります。次に、第22款 町債、第1項 町債、第3目 農林水産業債では、県営で実施している桜池の耐震化工事に要す

る町負担分の費用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから430万円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。次に歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました防災重点ため池の耐震性調査に要する費用として、第12節 委託料で、溜池耐震性調査業務委託料2千万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金11万円の増額、歳入で申しあげました県営で実施している桜池の耐震化工事に要する町負担分の費用として、県営ため池等整備事業負担金438万9千円の増額をお願いするものであります。第7目 地域農政推進対策事業費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました農地利用効率化等支援交付金について、1団体が活用を取りやめたことから1,109万1千円の減額をお願いするものであります。

4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてです。歳出において増額補正を申しあげた事業を含め、本年度末までに予算の支出が見込めないことから、それぞれ予算措置の追加をお願いするものであります。第5款 農林水産業費、第1項 農業費 震災対策農業水利施設整備事業で2,011万円、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費 未登記道路整備事業で175万円あわせて2,186万円をお願いしております。

以上、議案第6号 令和4年度 斑鳩町一般会計補正予算（第14号）についての内、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 県のため池の工事の中で、町の負担が増えたという説明してくれはったんですけど、何か変更があって増えたんですか。

建設農林 こちらにつきましては、令和5年度予算の一部について、国の令和4年度第

課長 二次補正において、県のほうで前倒しで補助金が配分されたことになりましたので、その分に対しての町の負担分が増えたというところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、(2)大和川遊水地整備事業に伴う住民説明会について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、国の事業であります、大和川遊水地整備事業に伴う住民説明会についてご報告させていただきます。

目安地区の大和川遊水地について、令和5年2月19日日曜日に法隆寺第三団地自治会及び周辺住民に対する説明会を開催いたしました。場所は、いかるがホール小ホール、参加者は72名で、当日は大和川遊水地の事業目的・効果などについて説明を行いました。法隆寺第三団地自治会に対しましては、今まで新型コロナの影響から全体説明会を行わず、各班の代表者である評議員さんに対する説明会と、遊水地建設場所に一番近い班(五町会)に対する説明会を開催しておりましたが、今回は初めて自治会の全体の説明会となりました。なお、自治会に加入されていない方に対しましても案内文書を送付し、説明会の参加を呼びかけ参加いただいたところでございます。

具体的な説明内容につきましては、大和川流域の地形的特徴について。過去の浸水被害としまして、昭和57年、平成29年の浸水被害の状況。大和川流域におけるこれまでの取り組みとしまして、総合治水対策・平成緊急内水対策についての事業紹介。遊水地事業についてとしまして、大和川で実施している事業や今後計画している事業、県内5か所の遊水地計画とその現在の状況、遊水地の概要、完成予定のイメージパース、三代川地区の用地買収の進捗等についてと、最後に大和川が特定都市河川に位置付けられたことにより内水対策を

行えることになったことから、遊水地内へ内水を取り込む計画を考えていくという内容の説明をされました。

説明会参加者からの質疑としまして、内水を遊水地に取り込む方法を具体的に教えてほしい。現在、三代川地区は進んでいるが、目安地区のスケジュールを示してほしい。三代川地区の遊水地ができることでJRの電車の音が堤坊に響くと思う、防音対策について聞かせてほしい。内水を遊水地に入れることで大和川の洪水前に遊水地が満水にならないのか。亀の瀬を広げて洪水対策を考えられないか。JRのアンダーパスの道路など遊水地ができることで道路計画はどうなるのか。このような説明会はありがたい、今後も説明会などで意見を聞いてもらう場の提供をお願いしたい等のご質問・ご意見があり、国から一定の回答を行いました。

締めくくりとしまして、今後も内水の取り込み方法、道路の計画、水路の計画などがどのようになるかについては、説明会等を開催しながら住民の皆様丁寧に説明していきたいという国の意向を述べられ、説明会は終了しました。

大和川遊水地整備事業に伴う住民説明会の報告は以上となります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 今の報告聞いていますと、いろいろ要望とか質問とか出たけど、強く反対だとか、そういう声はなく、基本的には皆さん前向いて整備を進めていくということでご理解いただいているというふうに考えてよろしいでしょうか。

建設農林課長 事業の計画に対する質問、計画に対する内容がほとんどであり、国の説明に対する対策について、特にこういった事業自身に反対やというような、そういう声はございませんでした。

木澤委員 その中で目安のことも触れられていましたけど、今、地元との合意も含めて、今後、国の事業としての進捗のспанっていうんですかね、全体としてどういうふうになっているのかというのをちょっと確認したいんですけど。

建設農林課長　こちらの説明会のほうでも、目安地区の事業スケジュールはどのようなスケジュール計画になるかというご質問がございました。そこで国のほうといたしまして、現時点で細かくいついつに用地買収、いついつに測量等々の細かいスケジュールはちょっと今の段階で示せないということのご回答でございました。

木澤委員　今、安堵の地域のほうで整備はされていると思うんですけど、当然そこが終わってから斑鳩町となると思うんですけど、安堵町のほうの事業のめどというのはだいたいいつ頃になるんでしょうか。

建設農林課長　安堵町につきましても、国の当初の計画ですと、ひとつの地区に対して約5年の工事期間を要するというで説明しておりましたが、その安堵町の工事も今現在その5年のペースで進んでいるのかどうかというところまでの詳細はちょっと聞いておりませんので、めどとして5年というのを以前示されておりますが、きっちり工事着工、おととしからかかっておりますけども、5年で終わるかどうかというのはちょっと見通しはつかないような状況でございます。

委員長　　伴議長。

議　長　　今の説明会の話で、住民さんから聞いている話、たぶん会場ではなかなか質問しにくい、実際の声としてその施設ができることによって、自分の自宅の資産価値が落ちるようなことになるのと違うやろか、実際そういう声もよく聞いているんです。それによって、後どうその施設を利用するか、よそではええグラウンドがやってもらったりっていかということも聞いていますので、そのあたりも今後の推移を見て変わってくるん違いますかと、あんまり心配されへんだらええと思いますという話をしているんですけど、そのあたり、どんな感じですねやろ、そんな話は出たんでしょうか。

建設農林課長　説明会の中や、直接電話等々でご質問等々を受けることもたくさんあるんですけども、土地の資産価値が下がるのではないかというようなご質問は聞いてないような状況でございます。そして、説明会の中でも遊水地ができ

て、この後の維持管理、洪水後の泥の状況とか、そういったところの後の管理はどうかという質問がございました。ここにおきましては、跡地利用をもしするのであれば、斑鳩町でそのあとの管理、跡地利用しないのであれば、国で管理していきますという回答でしたが、今現在、跡地利用を町のほうでも考えておりますので、そういったところにつきましては、住民さんの期待できるような施設をつくっていきたいと考えているところでございます。

議長 せっかくのこういうような施設ができるということなんで、夢のある、国のほうからの応援をいただいて、そういう形にさせていただきたいと思っておりますので、以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道 公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

課長 はじめに令和4年度の公共下水道工事の状況についてでございます。資料2の1枚目をご覧ください。令和4年度には、繰越・継続工事を含め図中で記しております7か所の路線で面整備等の工事を実施いたしました。まず、令和4年度の単年度工事では、赤色路線の7工区-2、茶色の10工区-5、緑色の10工区-4、繰越工事では、桃色の10工区-3、継続工事では、紫色の16工区-2、黄色21工区-4でございます。全て年度内に完了する予定をしております。これによりまして、令和4年度の整備延長は約3.6km、整備面積は約6ヘクタールとなっております。

続きまして、2枚目の公共下水道接続申請状況でございます。令和5年2月末の状況でございます。今年度に入り132件の申請を受け付け、申請総数が4,794件となっております。接続率は77.4%でございます。

次に、融資あっせん利用総数は、新規は0件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は4件の申請を受け付け、総数は59件となっております。

続きまして、資料の3枚目をお願いします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでいる区域が下水道予定処理区域386ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色している供用開始区域及び、本年度工事が完了した区域として272ヘクタールでございます。また、令和5年度に予定している下水道工事路線を赤色で着色しております。整備延長、約2.3km、整備面積、約7.8ヘクタールの予定でございます。

以上、下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、都市創生課から、観光庁所管の観光再始動事業についてご報告させていただきます。本事業につきましては、観光庁が所管する全額補助の調査事業であり、その目的は、2025年の大阪・関西万博に向けて、インバウンドの本格的な回復を図るため、観光回復の起爆剤となる特別なとりくみを全国で集中的に実施することを通じて、観光需要の回復やインバウンド促進の方向性について検証することとされております。このことから、事業対象としましては、インバウンドが体験できる旅行商品やイベントなどの造成から販路開拓までの一貫したとりくみで、新規性が高く、特別なものであり、集客規模が大きい、又は高付加価値化がなされたものとなっております。なお、事業費の上限につきましては8千万円であり、対象者は、国・地方公共団体等となっております。この事業募集にあたり、本町にとっても、来年度は、法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産に登録されて30周年の記念すべき年でありますことから、関連事業の充実や観光振興に活用したいと考えまして、来年度、法隆寺

敷地内で開催を予定しております「和のあかりと未来へのひかり」に合わせてのデジタルアート演出や、法隆寺・中宮寺での写経・茶道体験、また多言語案内環境の整備などを計画し、先月27日に事業申請させていただいたところがあります。なお、本事業の申請金額は7,950万7千円となっております。

つきましては、本事業が採択された際に速やかな事業着手が必要となりますことから、この事業費にかかる補正予算について、専決処分させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上、観光庁所管の観光再始動事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 今回の申請で、もし申請が承認されなかった場合、専決処分された分はどうなるのかっていうか、申請が却下されても事業をやるということでしょうか。

都市創生 課長 この事業につきまして、採択がされない場合につきましては、事業は実施しないことといたします。

齋藤委員 ということは、専決処分してても、却下されたら事業をしないから、また元に戻すということですか。

都市創生 課長 予算の専決処分につきましては、事業採択されてからのちにさせていただきたいと考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けします。 溝部委員。

溝部委員

元高安の睦自治会から、治水対策というか、水路への要望というのが出ていると思うんですけれども、最近どんな感じの要望が出ていて、回答状況とそれに対する実施状況というのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

以前の高安睦自治会からの要望状況につきましては、令和元年の12月、令和2年の11月、令和3年の12月等で、直近要望いただいているところでございます。委員のおっしゃる水路、治水関係についてのご要望内容といたしましては、富雄川の河川改修との関係もあると思いますが、近年は豪雨の発生頻度も増え、また宅地化などで流量が短時間に増すことが多くなっています。水路の拡張や水路の放流先の分散化などもご検討お願いしますといったご要望をいただいております。これに対しまして町といたしましては、高安睦地区の雨水排水は富雄川に排水されており、富雄川の水位に影響されることから、排水路の整備では事業効果が得にくいいため、早期に富雄川の改修が完成されるよう引き続き事業主体である奈良県へ要望してまいりますという回答、また雨水排水を一時的にためて、流量を調整するいわゆる調整池の設置につきまして、またその規模や整備に係る経費などを含め効果検証などを行い設置に向けて検討をしてまいりますという回答を、文書及び自治会長、役員さんに直接お会いし、説明しながら回答しているところでございます。

溝部委員

ありがとうございます。最終自治会との、解散されているんで、最終自治会との取りまとめというか、そういうお話しの中でなにかさらに意見とか、どんな感じでしたかね。

建設農林課長 最後のご要望が令和3年12月に要望いただいております、高安睦自治会さんへ、自治会長、自治会役員さんに対しまして令和4年2月に協議の場を設けてこの回答を行っており、特にそこでは今の回答で、それ以上のご意見はございませんでした。

溝部委員 ありがとうございます。富雄川への接続、改修というのが一番の大切なところというふうにお伺いしましたので、町のほうからもまた県のほうへ早期に改修いただけるようにご要望引き続きよろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時55分 閉会)